

第 49 号議案

豊後大野市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

豊後大野市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 7 年 9 月 1 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）の一部改正に伴い、育児を行う病院企業職員の子の年齢に応じた柔軟な働き方を選択できるよう支援するため、所要の改正を行う必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

豊後大野市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成19年豊後大野市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「一部を」を「全部又は一部(2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。)を」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。